

岐阜県がん診療連携拠点病院協議会設置要綱

平成19年1月31日
制 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県全体のがん診療水準の均てん化を図るとともに、都道府県がん診療連携拠点病院及び各地域がん診療連携拠点病院間の連携協力体制を図るために設置する岐阜県がん診療連携拠点病院協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる会員で組織する。

- 一 岐阜大学医学部附属病院長及び事業担当医師1名
- 二 各地域がん診療連携拠点病院の病院長及び事業担当医師1名
- 三 岐阜県の事業担当課長及び担当者
- 四 その他会長が必要と認める者

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。
- 二 岐阜県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- 三 岐阜県レベルの研修計画に関すること
- 四 診療支援医師の派遣調整に関すること。
- 五 地域連携クリニカルパスの整備に関すること。
- 六 その他がん診療連携に関すること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、岐阜大学医学部附属病院長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

(会員以外の者の出席)

第5条 協議会が必要と認めたときは、会員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、岐阜大学医学部附属病院事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。